

久 御 山 町 農 業 委 員 会 会 議 録

1 . 開催日時 令和 7 年 8 月 5 日（火）午後 1 時 2 8 分

2 . 開催場所 久御山町役場 議会棟 4 階 特別会議室

3 . 出席委員

1 番	村	田	和	弘	
2 番	山	口	吉	広	
3 番	藤	本	直	樹	
4 番	上	田	幸	子	
5 番	岡	井	文	彦	
6 番	田	中	壽	嗣	
7 番	内	田	裕	夫	
8 番	石	塚	加	津	美
1 0 番	西	村	和	樹	
1 1 番	西	野	英	紀	
1 2 番	松	本	吉	博	
1 3 番	森		一	博	
1 4 番	加	瀬	千	代	
1 5 番	寺	内	一	郎	
1 6 番	戸	田	治	巳	
1 7 番	内	田	孝	司	
1 8 番	村	田	良	文	
1 9 番	樋	口	敏	昭	
2 0 番	林		吉	一	

4 . 欠席委員 9 番 西 村 九 三 男

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

7. 議 事

議案第 2 号 非農地証明交付願について（非農地証明）

8. 会議の経過

(事務局長)

皆さん、こんにちは。定刻より少し早いのですが、皆さんおそろいですので、始めさせていただきます。それでは、令和7年第8回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は、西村九三男委員より欠席届をいただいておりますので、ご報告いたします。本日の出席委員は、農業委員が14名中13名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

また、さる7月25日に実施いたしました現地調査及び地域計画に支障がないかを確認いただいた委員名を報告させていただきます。

4番 上田委員

7番 内田裕夫職務代理者

8番 石塚委員

20番 林委員

事務局2名により実施しております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

本日の議案は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(3条許可) 1件

議案第2号 非農地証明交付願について(非農地証明) 1件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画に係る要請について
(所有権移転) 1件

それでは、議事に入る前に本日の議事録の署名委員を指名いたします。4番の上田委員、8番の石塚委員、どうぞよろしく願いをいたします。

- (会長) それでは、議案を進めてまいりたいというふうに思います。
 まず、議案第 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、3 条許可を議題といたします。
- まず、議案第 1 号の案件について、現地調査及び地域計画に支障がないかの報告を調査委員の方からよろしく願いをいたします。
- (● 委員) それでは、議案第 1 号受付番号 2 5 の案件につきまして、報告をさせていただきます。
- 本件該当については、特に問題がないと思われそうですけども、以前問題になった●●●●●でございますけども、書類については何も異常なしやということで承知しておりますので、よろしく願いいたします。
- (会長) 続きまして、議案第 1 号受付番号 2 5 の案件について、事務局より説明を願います。
- (事務局) 議案第 1 号受付番号 2 5 につきましては、議案書 1 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。
- なお、こちらの案件につきましては、譲受人が法人さんでございますので、現地調査の際に農地所有適格法人の要件を満たしているかの事前審査も併せて実施していただいております。内容につきましては、議案書 2 ページの農地所有適格法人要件確認書をご覧ください。
- また、農地法第 3 条第 2 項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第 3 条調書につきましては、議案書 3 ページをご覧ください。
- 所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真 1 ページをご覧ください。
- 会長よろしく申し上げます。
- (会長) 続きまして、農地所有適格法人に係る事前審査の報告を調査委員の方からよろしく願いをいたします。

(● 委員)

それでは、農地所有適格法人に係る事前審査の報告をさせていただきます。

当法人については、農地所有適格法人の要件にある法人形態、事業内容、売上高、議決権、役員のすべての要件について、満たしているものと思われます。以上でございます。

(会長)

それでは、議案第 1 号受付番号 25、この案件につきまして、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。特にご意見もご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第 1 号受付番号 25 を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 2 号に入ります。議案第 2 号非農地証明交付願についてを議題といたします。

まず議案第 2 号の案件について、現地調査の報告を調査委員からよろしくお願いをいたします。

(●● 委員)

議案第 2 号受付番号 1 の案件につきまして、報告させていただきます。

本件該当地については、特に問題がないものと思われます。

(会長)

それでは続きまして、議案第 2 号受付番号 1 の案件について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第 2 号受付番号 1 につきましては、議案書 4 ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。こちらは昭和 25 年頃から居宅として使用されていたとお聞きしておるところでございます。本日お配りしております資料 A をご覧ください。航空写真の資料でございます。こちらの航空写真につきましては、昭和 36 年 5 月に撮影され

(事務局)

たものとなっております。丸で囲んでいる部分が対象の土地でございますけれども、ご覧のとおり、すでに建物が建っているのが確認できるところでございます。

また、資料の次のページをご覧ください。こちらのほうは、非農地証明の取扱いにつきまして、昭和52年に京都府農林部長から通知された文書で、非農地証明の交付基準が書かれているものでございます。今回の案件は「(2)人為的に無断転用された土地であって、かつその転用行為が農地法施行以前になされたもの」には該当はしないんですけれども、続きに書かれています「ただし、人為的無断転用であってもその行為が10年以上経過し、農業委員会が特に法励行上証明書の交付を行うこともやむを得ないと認めたような場合については発行しても差し支えない」というふうに書かれているところでございます。都市計画の線引き前に建てられた建物でございますので、都市計画法違反ではなく、このやむを得ない場合に該当すると事務局では考えておるところでございます。

所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真の2ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号1について、ご意見ご質問があれば頂戴をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。非農地証明ですけども、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号1について、非農地として証明書を交付することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、非農地として証明書の交付をいたします。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農用地利用集積等促進計画に係る要請についてを議題といたします。

- (会長) まず議案第３号の案件について、現地調査及び地域計画に支障があるかの報告を調査委員の方からよろしくお願いをいたします。
- (●●委員) 議案第３号受付番号３の案件につきまして、報告させていただきます。
本件該当地については、特に問題ないものと思われれます。
- (会長) それでは、議案第３号受付番号３について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局) 議案第３号受付番号３につきましては、議案書５ページをご覧ください。内容につきましては、記載のとおりでございます。
この案件は、●●●の認定農業者さんに所有権を移転されるような案件でございます。
所有権の移転を受ける者の農業経営の状況等及び農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条調書につきましては、議案書次のページの６ページをご覧ください。
所在地につきましては、詳細地図及び該当農地の写真３ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。
- (会長) 議案第３号受付番号３について、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見もご質問もないようでございます。
それでは採決に入ります。議案第３号受付番号３について、要請することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。
全員挙手。よって、要請することと決定をいたします。

(会長)

本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。本日は報告事項がございませんので、これで全て終わりたいと思います。

————— 午後1時40分 終了 —————